

鎌倉市
エイジフレンドリーシティ行動計画



令和7年(2025 年)1月

目次

第1章 エイジフレンドリーシティと行動計画策定にあたって

1. エイジフレンドリーシティとは 1
2. エイジフレンドリーシティネットワークへの参加 1
3. 行動計画について 1
4. 行動計画策定の趣旨 2
5. 行動計画の概要 3
6. エイジフレンドリーシティの8つの領域 4

第2章 鎌倉市の高齢者を取り巻く状況

1. 高齢者数の将来推計 5

第3章 取組を進める上での計画の基本目標と施策体系

1. 高齢者保健福祉計画の基本目標 6
2. 高齢者保健福祉計画の施策体系 6

第4章 8つの領域における取組事項

1. 8つの領域と基本方針・主要施策 8
2. 8つの領域と施策の内容 10

第1章 エイジフレンドリーシティと行動計画策定にあたって

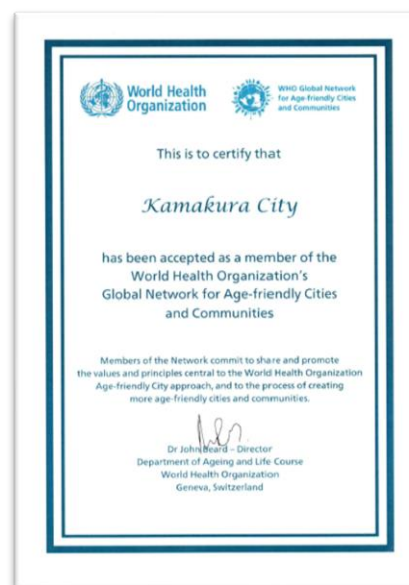
1 エイジフレンドリーシティとは

世界的な高齢化と都市化に対応するために、「高齢者に優しいまちがあらゆる世代に優しいまちになる」という趣旨のもと、世界保健機関(以下「WHO」という。)が主導して 2010 年に立ち上げられた、高齢者に優しい都市づくりに取り組む自治体等の国際的なネットワークです。

英語では、「Global Network for Age friendly Cities and Communities GNAFCC」と言います。

2 エイジフレンドリーシティネットワークへの参加

鎌倉市では、神奈川県呼びかけにより、平成29年に「エイジフレンドリーシティ」への参加を承認されました。



3 行動計画について

高齢者に優しいまちへの取り組みは、WHO の提唱する 8 つの領域に基づき、行動計画を策定し、実施・評価・改善という継続的な取り組みを行うこととされています。



4 行動計画策定の趣旨

我が国は、世界に類を見ないスピードで超高齢社会を迎えています。本市でも高齢化率は30.3%（令和5年4月1日時点）と全国平均と比較しても高い数値となっており、高齢者人口も団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）にピークを迎えると見込まれています。また、核家族化による地域コミュニティの希薄化や家族の介護に伴う介護離職、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等を日常的に行っている「子ども」のケアラー（ヤングケアラー）など、高齢者を取り巻く環境が変化しています。

そのような背景のもと、「鎌倉市高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、「地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」である地域包括ケアシステムの構築に向けて様々な取組を進めてきました。

その中で、本市では、WHOが提唱する「エイジフレンドリーシティ（＝高齢者にやさしいまち）」の趣旨に賛同し、エイジフレンドリーシティグローバルネットワークへの参加表明を行い、平成29年にWHOから承認されました。このエイジフレンドリーシティの構想は本市が目指す地域包括ケアシステムの深化・推進の取組と親和性が高く、また、高齢者をはじめとしたあらゆる人が支え合い、共に生きていく地域共生社会の実現につながっていくことから、高齢者が地域で安心して暮らし続けられることができる様々な施策に取り組んでいきます。

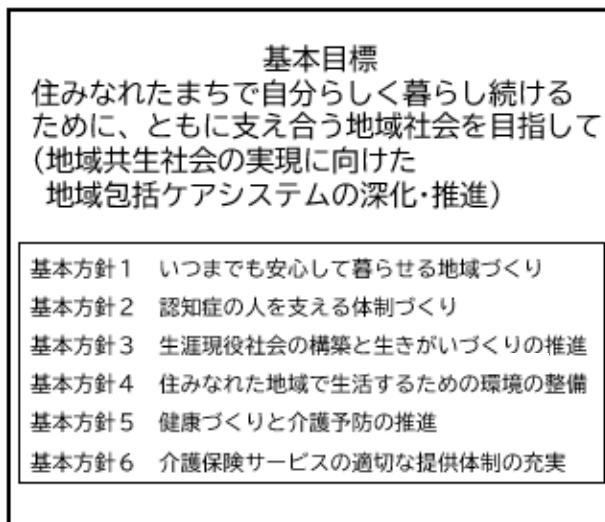
5 行動計画の概要

本市が策定している「鎌倉市高齢者保健福祉計画」は、今後の社会における高齢者の施策に関する基本的な目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策を掲載しています。

この計画では、高齢者分野のサービスだけでなく、高齢分野を超え高齢者に関連する様々な施策も掲載しており、WHOが提唱するエイジフレンドリーシティの考え方と共通していると考えています。

そのため、「鎌倉市高齢者保健福祉計画」をWHOが提唱する8つの領域に整理することで、本市のエイジフレンドリーシティ行動計画として策定します。

第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画



エイジフレンドリーシティを
推進する8つの領域に整理

鎌倉市エイジフレンドリーシティ行動計画

6 エイジフレンドリーシティの8つの領域

WHOでは、エイジフレンドリーシティを実現するために8つの領域に基づいた検証が必要であると提言しています。

エイジフレンドリーシティの実現に向けた8つの領域

① 屋外スペースと建物

外的環境と公共施設は、高齢者の可動性、自立性、生活の質に大きく影響し、「その場所で老いる」ことができるかどうかに影響します。

② 交通機関

利用しやすい運賃の手頃な公共交通機関を含む交通機関は、アクティブ・エイジングに影響を与える主要な要因の一つです。

③ 住居

住居は安全と福祉に欠かせません。住居の適切さと地域サービスや社会の利用のしやすさはたがいにつながり合って、高齢者の自立性と生活の質に影響を与えています。

④ 社会参加

地域社会のレジャーや社会・文化・精神活動に参加することで、高齢者は自分の能力を使い、尊敬や尊重を受け、支援と介護の関係を維持・構築し続けることができるようになります。

⑤ 尊敬と社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)

高齢者は、一方では、尊敬され認められ受け入れられていると感じ、また一方では、地域社会やサービスや家庭内で配慮されていないと感じています。

⑥ 市民参加と雇用

高齢者にやさしい地域社会は、高齢者が望めば賃金雇用やボランティア活動の形で地域社会に貢献し続けることができ、また政治過程に関与することができる選択肢を高齢者に提供します。

⑦ コミュニケーションと情報

出来事や人々とのつながりを保ち、生活管理と個人的ニーズへの対応のために実践的な情報を適時に入手することが、アクティブ・エイジングにとって不可欠です。

⑧ 地域社会の支援と保健サービス

保健サービスと支援サービスは、地域社会での健康と自立性の維持にとって不可欠です。高齢者、介護者、サービス業者が挙げる懸念の多くは、良質で適切で便利な介護が十分に利用できるかどうかに関わるものです。

第2章 鎌倉市の高齢者を取り巻く状況

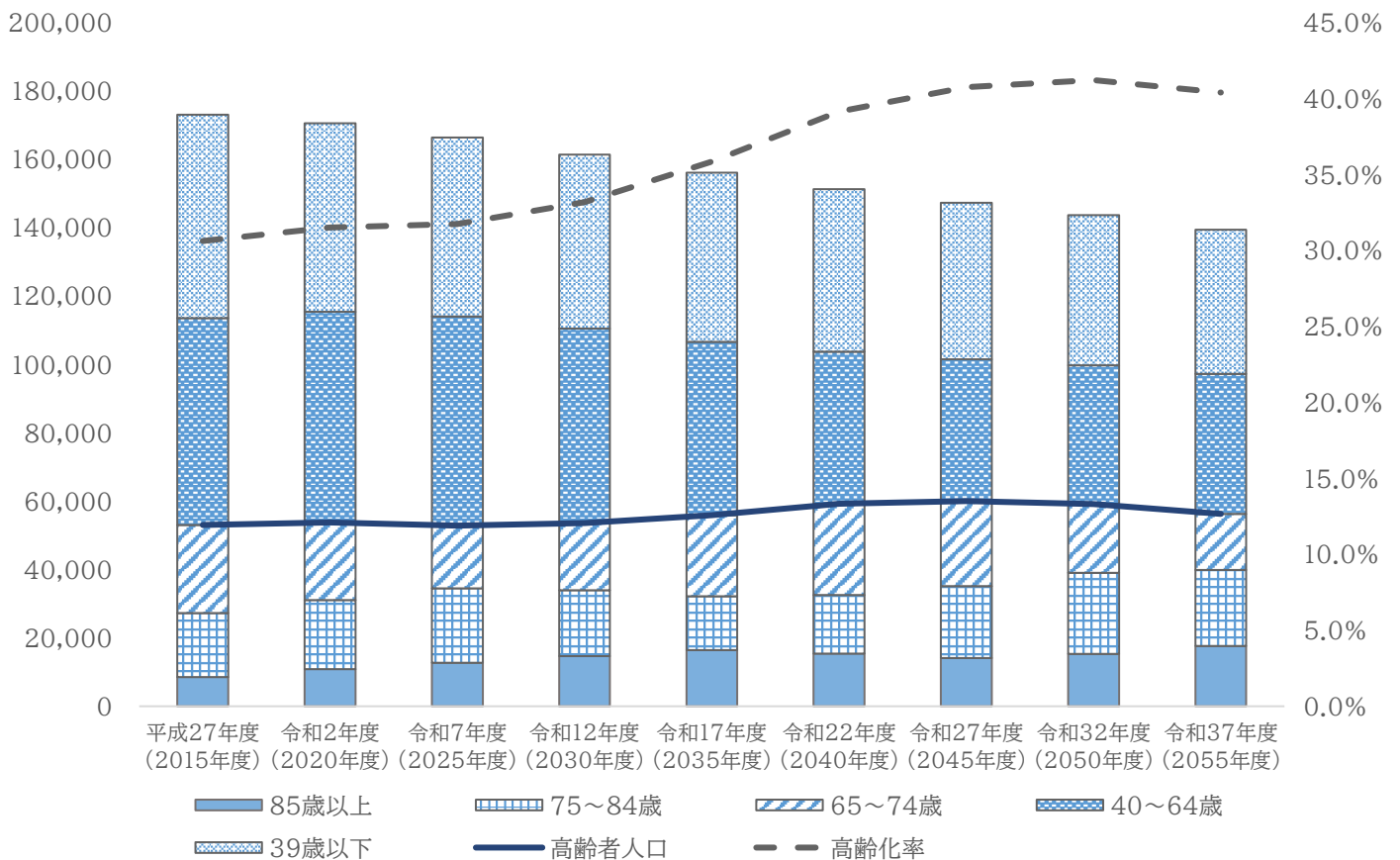
Ⅰ 高齢者数の将来推計

令和2年(2020年)4月に策定した第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画における人口推計によると、令和2年(2020年)は17万人台を維持するものの、その後総人口は減少に転じ、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年(2040年)には15万1,000人余りになると推計されています。(図表1)

また、65歳以上の高齢者人口は5万9,000人を超えると推計され、高齢化率は39%を超えると見込まれています。

高齢者人口は令和27年(2045年)頃をピークに減少していくと見込まれますが、その内訳として、65～74歳の前期高齢者人口が減少しているのに対して、75歳以上の後期高齢者は人口・割合ともに増加が見込まれます。特に要介護認定の多くを占める85歳以上人口は平成27年度と比較し、1.8倍に増える見込みとなっています。

○ 鎌倉市の総人口と高齢者人口の推移（図表1）



平成27年(2015年)国勢調査を基準とし、自然増減や社会移動については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)」の値を設定し、推計したもの。

第3章 取組を進める上での計画の基本目標と施策体系

1 高齢者保健福祉計画の基本目標

「住みなれたまちで自分らしく暮らし続けるために、ともに支え合う地域社会を目指して(地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進)」

2 高齢者保健福祉計画の施策体系

1 いつまでも安心して暮らせる地域づくり	
1-1 地域ケア体制の充実	
(1)地域包括支援センターの機能の充実と質の確保	(2)生活支援サービス提供に向けた体制の整備と強化
(3)地域での支え合い活動の推進	(4)見守り体制の充実
1-2 高齢者の尊厳を守る取組の推進	
(1)高齢者虐待防止対策の推進	(2)成年後見制度の利用促進
(3)福祉教育の推進	(4)人生100年時代を見据えた取組
1-3 在宅生活支援サービスの充実	
(1)高齢者の在宅生活の支援	(2)ケアラー支援の強化
1-4 医療と介護・福祉の連携の強化	
(1)在宅医療と介護・福祉の連携の推進	
2 認知症の人を支える体制づくり	
2-1 認知症への理解の促進	
(1)認知症やその予防も含めた知識等の普及啓発	(2)認知症本人を中心とした支援の推進
2-2 認知症本人とその家族への支援の充実	
(1)認知症になっても地域で暮らせる支援体制の構築	(2)医療・介護従事者の認知症対応力の向上
3 生涯現役社会の構築と生きがいづくりの推進	
3-1 生涯現役社会の構築	
(1)高齢者雇用促進事業を活用した就労機会の充実	(2)シルバー人材センターを活用した就労機会の充実

3-2 生きがいづくりの推進	
(1)生涯学習の推進	(2)いきいき事業の推進
3-3 社会参加の推進と地域活動の拠点の充実	
(1)老人クラブの充実	(2)地域活動団体への支援
(3)老人福祉センターの充実	(4)多世代交流の促進
(5)外出支援サービスの充実	
4 住みなれた地域で生活するための環境の整備	
4-1 安心して暮らせる生活環境の確保	
(1)高齢者向け住宅の整備	(2)介護保険関連施設等の整備と情報提供
(3)消費生活相談の充実	(4)防犯情報等の提供
4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進	
(1)買い物支援サービス等の情報提供	(2)移動手段の確保
(3)地域主体のまちづくりの推進	(4)バリアフリー化の推進
4-3 災害や感染症対策に係る体制の整備	
(1)災害時に備えた支援体制の充実	(2)感染症対策の体制整備
5 健康づくりと介護予防の推進	
5-1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	
(1)健康診査等による疾病予防と早期発見の取組	(2)生活習慣病予防・重症化予防の取組
5-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	
(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進	(2)フレイル予防を含む一般介護予防事業の推進
6 介護保険サービスの適切な提供体制の充実	
6-1 介護保険給付等サービスの充実	
(1)介護(予防)サービスの充実	(2)地域密着型サービスの充実
(3)共生型サービス導入の推進	
6-2 介護保険制度の適切な運営の確保	
(1)介護保険サービスの質の確保と人材養成	(2)介護給付適正化の推進

第4章 8つの領域における取組事項

I 8つの領域と基本方針・主要施策

WHOが提唱する8つの領域	
第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画の基本方針	主要施策
①屋外スペースと建物	
4 住みなれた地域で生活するための環境の整備	4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進
②交通機関	
4 住みなれた地域で生活するための環境の整備	4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進
③住居	
4 住みなれた地域で生活するための環境の整備	4-1 安心して暮らせる生活環境の確保
6 介護保険サービスの適切な提供体制の充実	6-1 介護保険給付等サービスの充実
④社会参加	
1 いつまでも安心して暮らせる地域づくり	1-1 地域ケア体制の充実
3 生涯現役社会の構築と生きがいづくりの推進	3-2 生きがいづくりの推進
	3-3 社会参加の推進と地域活動の拠点の充実
⑤尊敬と社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)	
1 いつまでも安心して暮らせる地域づくり	1-2 高齢者の尊厳を守る取組の推進
4 住みなれた地域で生活するための環境の整備	4-1 安心して暮らせる生活環境の確保
⑥市民参加と雇用	
3 生涯現役社会の構築と生きがいづくりの推進	3-1 生涯現役社会の構築
⑦コミュニケーションと情報	
2 認知症の人を支える体制づくり	2-1 認知症への理解の促進
	2-2 認知症本人とその家族への支援の充実
4 住みなれた地域で生活するための環境の整備	4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進
⑧地域社会の支援と保健サービス	
1 いつまでも安心して暮らせる地域づくり	1-1 地域ケア体制の充実
	1-3 在宅生活支援サービスの充実
	1-4 医療と介護・福祉の連携の推進
4 住みなれた地域で生活するための環境の整備	4-3 災害や感染症対策に係る体制の整備
5 健康づくりと介護予防の推進	5-1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
	5-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
6 介護保険サービスの適切な提供体制の充実	6-1 介護保険給付等サービスの充実
	6-2 介護保険制度の適切な運営の確保

2 8つの領域と施策の内容

① 屋外スペースと建物

4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進

(4) バリアフリー化の推進

- ・(道路や公共機関等の)バリアフリー化を推進します。
- ・熱中症対策を推進します。(新規)
- ・対話支援機器を設置します。(新規)

② 交通機関

4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進

(2) 移動手段の確保

- ・安全で快適に移動できる交通環境の整備に取り組みます。
- ・NPO法人や社会福祉法人が実施する送迎サービスへ協力します。

③ 住居

4-1 安心して暮らせる生活環境の確保

(1) 高齢者向け住宅の整備

- ・ライフステージに応じた住生活の実現や高齢者等の居住の安定確保に取り組みます。

(2) 介護保険関連施設等の整備と情報提供

- ・介護保険施設等を整備します。

6-1 介護保険給付等サービスの充実

(2) 地域密着型サービスの充実

- ・地域密着型サービスの充実に取り組みます。

④ 社会参加

1-1 地域ケア体制の充実

(2) 生活支援サービス提供に向けた体制の整備と強化

- ・高齢者への生きがいを支援します。

3-2 生きがいづくりの推進

(1) 生涯学習の推進

- ・老人福祉センターの講座・教室の充実に取り組みます。
- ・高齢者の学習ニーズへ対応します。
- ・図書館の資料、設備機材の充実等に取り組みます。
- ・博物館等での文化財公開活用 of 充実。

(2)いきいき事業の推進

- ・高齢者活動サービスの充実に取り組みます。

3-3 社会参加の推進と地域活動の拠点の充実

(1)老人クラブの充実

- ・老人クラブの活動を支援します。
- ・新規会員の加入促進を支援します。
- ・他都市との交流を支援します。

(2)地域活動団体への支援

- ・地域自主活動団体を支援します。
- ・自治町内会等と連携します。

(3)老人福祉センターの充実

- ・老人福祉センターを運営します。
- ・サークル活動を地域で展開するためにサークル活動促進に取り組みます。
- ・センター利用者の新規開拓に取り組みます。

(4)多世代交流の促進

- ・多世代交流事業を推進します。
- ・高齢者向けのスマホ教室を開催します。(新規)

⑤ 尊敬と社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)

1-2 高齢者の尊厳を守る取組の推進

(1)高齢者虐待防止の推進

- ・高齢者の虐待防止を推進します。

(2)成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の利用促進に取り組みます。

(3)福祉教育の推進

- ・学校における福祉教育・体験活動を実施します。

(4)人生100年時代を見据えた取組

- ・終活3事業を推進します。

4-1 安心して暮らせる生活環境の確保

(3)消費生活相談の充実

- ・消費者被害の防止に取り組みます。
- ・関係機関との連携に取り組みます。

(4)防犯情報等の提供

- ・防犯講話を実施します。
- ・防犯機能を有する電話機器等の購入費を補助します。

⑥ 市民参加と雇用

3-1 生涯現役社会の構築

- (1) 高齢者雇用促進事業等を活用した就労機会の充実
 - ・高齢者雇用促進事業を推進します。
- (2) シルバー人材センターを活用した就労機会の充実
 - ・就労ニーズに対応した就労機会を提供します。

⑦ コミュニケーションと情報

2-1 認知症への理解の促進

- (1) 認知症やその予防も含めた知識等の普及啓発
 - ・認知症に関する知識等の普及啓発に取り組みます。
 - ・認知症予防も含めた知識等を普及啓発に取り組みます。
- (2) 認知症本人を中心とした支援の推進
 - ・認知症本人への対応方法を周知します。
 - ・本人やその家族からの発信機会創出を支援します。

2-2 認知症本人とその家族への支援の充実

- (1) 認知症になっても地域で暮らせる支援体制の構築
 - ・早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築します。

4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進

- (1) 買い物支援サービス等の情報提供
 - ・買い物支援サービス等の情報を提供します。

⑧ 地域社会の支援と保健サービス

1-1 地域ケア体制の充実

- (1) 地域包括支援センターの機能の充実と質の確保
 - ・地域包括支援センターを適切に運営します。
 - ・地域ケア会議を開催します。
- (2) 生活支援サービス提供に向けた体制の整備と強化
 - ・高齢者支援に携わる関係機関等と連携します。
 - ・生活支援サービスの充実に取り組みます。
- (3) 地域での支えあい活動の推進
 - ・地域住民の地域福祉に対する意識を高めるために取り組みます。
- (4) 見守り体制の充実
 - ・高齢者見守り体制の充実に取り組みます。

1-3 在宅生活支援サービスの充実

(1) 高齢者の在宅生活の支援

- ・高齢者の在宅生活を支援します。

(2) ケアラー支援の強化

- ・ケアラーへの支援に取り組みます。

1-4 医療と介護・福祉の連携の強化

(1) 在宅医療と介護・福祉の連携の推進

- ・在宅医療と介護・福祉の連携を推進します。
- ・かかりつけ医の役割に関する理解と体制の強化に取り組みます。
- ・一人ひとりが「生き方・逝き方」を考えられる環境づくりに取り組みます。

4-3 災害や感染症対策に係る体制の整備

(1) 災害時に備えた支援体制の充実

- ・地域防災計画と連携します。

(2) 感染症対策の体制整備

- ・介護事業所を支援します。

5-1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

(1) 健康診査等受診等による疾病予防と早期発見の取組

- ・健康診査受診等による疾病予防に取り組みます。

(2) 生活習慣病予防・重症化予防の取組

- ・生活習慣病予防の取組(ポピュレーションアプローチ)を推進します。
- ・重症化予防の取組(ハイリスクアプローチ)を推進します。

5-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

- ・介護予防・生活支援サービス事業を推進します。

(2) フレイル予防を含む一般介護予防事業の推進

- ・フレイル予防を含む一般介護予防事業を推進します。

6-1 介護保険給付等サービスの充実

(1) 介護(予防)サービスの充実

- ・介護給付(居宅)サービスを提供します。
- ・介護予防サービスを提供します。
- ・施設サービスを提供します。
- ・その他の介護保険サービスを提供します。
- ・低所得者対策を推進します。

(2) 地域密着型サービスの充実

- ・地域密着型サービスの充実に取り組みます。

(3)共生型サービス導入の推進

- ・共生型サービスの推進に取り組みます。

6-2 介護保険制度の適切な運営の確保

(1)介護保険サービスの質の確保と人材養成

- ・事業者に対する研修や指導に取り組みます。
- ・利用者本位のサービスを提供します。
- ・介護人材確保・定着の推進に取り組みます。
- ・介護職員の専門性向上の推進に取り組みます。
- ・介護現場の生産性の向上の取組の推進に取り組みます。

(2)介護給付適正化の推進

- ・事業者による適切なサービスを提供します。